

第36回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和2年6月8日

上富良野町農業委員会

第36回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和2年6月8日(月) 午後7時00分から午後7時45分

2 場 所 JAふらの北エリア上富良野事務所 2階役員会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	北村 啓一	3	岩田 修
4	佐藤 良二	5	沼沢 春美	6	桑田 俊和
7	島田 政志	8	三好 利和	9	對馬 徹
10	井村 悦丈	11	長谷川裕見	12	井村 昭次
13	青地 修				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 土地の現況証明下付について
- 日程第5 議案第3号 平成31年上富良野町農地賃貸借料情報の公開について
- 日程第6 議案第4号 農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について
- 日程第7 議案第5号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について
(下限面積の設定)

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷 隆樹	次長	安川 伸治	主事	瀬川 翔太
------	-------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後7時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第36回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 農業委員会憲章の唱和については、新型コロナウイルス感染防止対策のため、省略いたします。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。定数に達しておりますので、これより第36回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
2番 北村啓一 君 3番 岩田 修 君 を指名いたします。

議長 日程第2 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。（〇〇番 〇〇委員 退席）
諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
公益財団法人北海道農業公社より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和2年6月8日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所2

出し手、札幌市中央区北5条西6丁目の公益財団法人北海道農業公社さん、受け手、〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん。所在は〇〇〇〇番〇〇他、合計3筆で、地目は公簿現況ともに畑です。面積は3筆合計で90,133㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円、移転時期は令和2年6月9日で、支払い方法は口座振込、支払い期限は令和2年9月11日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議長 諮問第1号 所2番について、提案に関する補足説明を願います。
「4番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 4番 佐藤です。諮問第1号 所2番について、補足説明いたします。

出し手 札幌市中央区 公益財団法人北海道農業公社さん
受け手 〇町〇丁目 〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区の 〇〇線〇〇号となります。
北海道農業公社の農地保有合理化事業により賃貸されていた農地について、5年が経過したので、買い入れることになったものです。
慎重審議をよろしくお願いいたします。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

諮問第1号 所2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇委員 着席)

議 長 日程第3 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求めます。
令和2年6月8日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農用地区域内での火山灰採取による一時転用でございます。
審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。

1 番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、富良野市〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇会社さん。所在は〇〇〇〇番〇〇の内で、地目は公簿現況ともに畑です。面積は1筆合計で17,750㎡です。内容は使用貸借で、転用目的は火山灰採取、計画内容は火山灰採取17,750㎡で土量が18,455㎡です。転用事由は一時転用で、転用期間は許可の日から令和4年6月30日です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 について、提案に関する補足説明を願います。
「12番 井村昭次 委員」

井村代理 12番 井村です。議案第1号 について、補足説明いたします。

所有者 〇〇線〇〇号の 〇〇〇〇さん
転用者 富良野市〇〇〇〇の 〇〇〇〇〇〇会社さん、
所在地は、〇〇地区の 〇〇線〇〇号となります。
火山灰採取のため、令和4年6月30日まで2年間の一時転用であります。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号 について、これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第2号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
令和2年6月8日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議資料として、現地調査表を添付してございます。

1番

土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、所在は〇〇〇〇番〇〇で、公簿地目は田です。面積は1筆合計で744㎡です。申請の目的は地目変更です。調査は、井村昭次委員、桑田俊和委員、井村悦丈委員と事務局の4名で令和2年5月27日に行っています。当該地は農業振興地域農用地区域内にあります。昭和59年から農業用施設の敷地として35年間使用していて、平成20年に前所有者から建物とともに取得した土地です。今回、経営移譲に伴い農地の地目を確認したところ、公簿地目と現況地目に相違があったため現況証明願の提出に至ったとのこととです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号について、提案に関する補足説明を願います。
「12番 井村昭次 委員」

井村代理 12番 井村です。5月27日に 桑田委員、井村悦丈委員とともに現地調査を行いました。

所有者は 〇〇線〇〇号の 〇〇〇〇 さん。
所在地は 〇〇地区の 〇〇線〇〇号です。
土地の経過については、事務局の説明のとおりです。
公簿上は田ですが、農地、採草放牧地以外とすることが適当と思います。
慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 について、これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第3号「平成31年上富良野町農地賃貸借料情報の公開について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
平成31年上富良野町農地賃貸借料情報の公開について、平成31年1月1日から令和元年12月31日の1年間に締結された賃貸借における農地賃貸借料水準（10a当り）の公開について審議を求めます。
令和2年6月8日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

賃貸借料平均額の算定あたっては、田と畑ごとに10a当りの賃貸借料の件数の加重平均としています。農地法第52条に基づき、賃貸借料情報を町のホームページ等で公開していきます。
ご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号 について、これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第4号「農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに活動計画について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第4号を説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
平成31年度農業委員会の目標及びその達成に向けた評価・点検並びに令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について審議を求めます。

この点検評価及び活動計画の策定にあたっては、平成28年の農林水産省「農業委員会事務の実施状況等の公表について」通達により、取り組むことになっております。

評価・点検並びに活動計画について、説明いたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第4号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第5号「農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」の
件を議題といたします。
議案第5号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。
農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定（別段の面積の設定）について審議を
求める。
令和2年6月8日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

審議資料として、2015農林業センサスを添付してございます。農業委員会は、毎
年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっ
ております。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第5号 について、これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第 36 回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、諮問 1 件、議案 5 件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後 7 時 4 5 分

上記第 36 回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 2 年 6 月 9 日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____